

報告事項3

平成22年4月以降における教職員の懲戒処分の状況について

平成22年4月以降における教職員の懲戒処分の状況について、報告する。

平成22年8月20日

<参考>

[趣旨]

平成22年4月以降における教職員の懲戒処分の状況について、委員会に報告する件。

[根拠規定]

地方公務員法

(懲戒)

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

大阪府教育委員会事務決裁規則

(専決した事項等の報告)

第7条 教育長、教育監、教育次長、室長又は課長が専決した事項中必要と認められるものは、速やかに委員会の会議において報告しなければならない。

■平成22年度 懲戒処分の内訳(校種別)(4月1日～8月20日)

(単位:人)

年度	懲戒免職		停職		減給		戒告		合計	
	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21
高校	1	2	1		1	1			3	3
中学校		1		2	1	2	1	1	2	6
小学校				1	1	2			1	3
支援学校								1	0	1
合計	1	3	1	3	3	5	1	2	6	13

(単位:人)

年度	一般服務関係		公務外非行関係										交通事故・交通法規違反				管理監督責任		合計		
	体罰		放火		窃盗		占有離脱物横領		大麻取締法違反		迷惑防止条例違反		飲酒運転		人身事故		H22	H21	H22	H21	
高校	1			1		1			1			1			1					3	3
中学校	2	3				1								1				1		2	6
小学校	1	2						1												1	3
支援学校		1																		0	1
合計	4	6	0	1	0	2	0	1	1	0	1	0	0	1	0	1	0	1	6	13	

■行為態様別懲戒処分件数比較(4月1日～8月20日)

種別	年度	免職		停職		減給		戒告	
		H22	H21	H22	H21	H22	H21	H22	H21
一般服務関係	児童生徒への体罰				1	3	4	1	1
公務外非行関係	放火		1						
	窃盗		2						
	占有離脱物横領				1				
	大麻取締法違反	1							
	迷惑防止条例違反			1					
交通事故・交通法規違反	酒気帯び運転(事故なし)				1				
	飲酒運転以外の人身事故						1		
管理監督関係	管理監督責任								1
合計		1	3	1	3	3	5	1	2